

JET Report

ジェットレポート

vol. **35**
2007 SUMMER



砂日傘

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASONS / 季語

砂日傘



影遠くにげてるなり砂日傘
(たかし)

ビーチパラソルも砂日傘と呼ぶと和の情緒が漂い出す。

若い男女がびっしり集まる海水浴場というよりも、人気もまばらな静かな砂浜が似合っている。たぶん読書しながら寝てしまったのだろう。いつの間にか傘の影が遠くに逃げ、赤みをおびた斜めの日差しが肩やうなじを照らしている。そんな情景が浮かぶ。

たしかにビーチパラソルの影は思いのほか早く移動する。気が付けば遠くに長く伸びていて、日差しを遮る用をなさなくなっていたりする。

夏の時間は気が付かないうちに早く過ぎ去っているものなのである。たぶん、人生の夏も。

季語 2

砂日傘

JET SCOPE 3

電気電子製品に関する 「アジア太平洋地域内貿易セミナー」 (Asia Pacific Intra-Regional Trade Forum)での講演について

SAFTY REGULATIONS 4

電気用品安全法技術基準改正情報

JET INFORMATION 6

S-JET認証における安全への取組み ～認証に係る「取扱運用」について～

JET INFORMATION 7

スムーズな新JIS認証取得のために ～お申込みに当たってのガイダンス～

Conference Report 10

第44回 CTL会議について

JET INFORMATION 12

ISO9001での認定範囲拡大（電力供給・情報技術・再生業）と審査開始について

JET INFORMATION 14

韓国製品のS-JET認証取得がよりスムーズに! ～海外試験機関の試験データの活用～

試験現場NOW 〈27〉 15

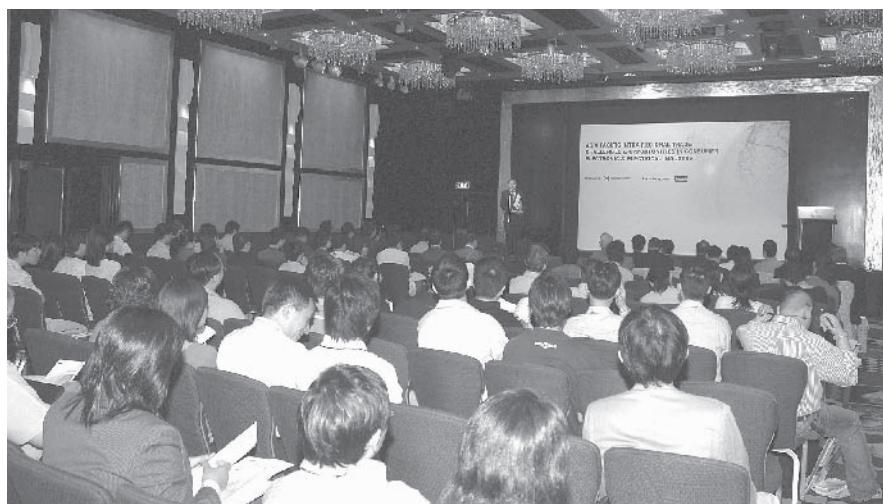
国際事業部

JETの試験設備 〈27〉 15

火災試験装置（研究部 JETPVm支援グループ）

電気電子製品に関する「アジア太平洋地域内貿易セミナー」 (Asia Pacific Intra-Regional Trade Forum) での講演について

J E Tは、2007年（平成19年）5月14日から18日にかけて香港、広州及び上海の3都市で開催された、I N T E R T E Kアジアパシフィックグループ主催の、電気電子製品に関する「アジア太平洋地域内貿易セミナー」（Asia Pacific Intra-Regional Trade Forum）に講演者として参加しました。



セミナー開催時の模様（5月14日、香港会場）

各開催会場では、主に製造事業者で認証手続きを行う実務者、民間ラボ関係者及びマスコミ関係者が受講者として参加しました。受講者は若い年齢層の方を中心に、それぞれの会場でおよそ150～200名程度が出席し、盛況裏に開催されました。特に広州及び上海は、製造事業者の拠点に近いという地理的な条件もあり、製品を輸出する実務担当者の参加が多いようでした。説明言語は、香港は英語、広州及び上海においては中国語で行われました。

開催に当たり、香港会場では、共催団体である香港電気製造業協会（H K E A M A：Hong Kong Electrical Appliances Manufacturers Association）からの挨拶の後、香港機電工程署（E M S D：Electrical and Mechanical Services Department）が特別招待者として「強制エネルギー効率ラベリングスキーム」のテーマで講演を行いました。広州及び上海会場では、共催団体である中国認証認可協会（C C A A：China Certification & Accreditation Office）及び中国電子質量管理協会（C C A E：China Quality Management Association for Electronics Industry）から挨拶がありました。

続いて、J E Tをはじめとする各国の認証機関等が、各

国の認証制度をテーマに講演を行いました。

J E Tは、吉澤理事長の挨拶の後、「日本への電気製品の輸出について」のテーマで、P S E及びS - J E Tの紹介、I N T E R T E KとJ E Tの協力関係、最近の日本における電気製品の事故情報（シュレッダー及びリモコン駆動のストーブの誤作動）の紹介及びこれに対する消費生活用製品安全法の改正等、政府の対応について説明を行い、安全な電気製品を輸出するよう注意を喚起しました。

また、シンガポールのS P R I N G Singaporeからは「強制消費者保護登録スキーム」、韓国のK E T Iからは「韓国電気製品安全認証システム（e Kマーク）」及びオーストラリアのI N T E R T E K Australia Consultantからは、「オーストラリアの製品安全体制」が、それぞれ紹介されました。

セミナー終了後、各国の講演者に対して会場から多くの質問がされましたが、そのうちJ E Tへの質問が70%～80%を占め、多くの参加者が日本への製品輸出に興味と期待を持っていることが伺われました。

（国際事業部）

電気用品安全法技術基準改正情報

I 安定器とランプ口金の技術基準改正について

平成19年（2007年）5月15日付けをもって、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第40号及び41号）が公布されました。

これにより、蛍光灯用安定器などで絶縁変圧器を要する場合の条件が見直しされ、また、GX53口金の蛍光灯が認められることになりました。

1. 安定器の技術基準改正の概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準」という。）別表第六4.「蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナトリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器」（1）ホ項は、「電気設備の技術基準の解釈について（平成9年5月制定）」第206条「屋内の放電灯工事」に関連する技術基準であり、定格2次電圧が300Vを超える安定器について、絶縁変圧器の使用を要求してしますが、「一定の条件」を満たしたときにはこの適用を除外しています。今回の改正は、この「一定の条件」すなわち、放電管を外した状態で人が触れられる範囲に300Vを超える高電圧が生じないことを求めている技術基準の見直しとなっています。

これまでの技術基準では、放電管を外した状態で出力端子のいずれかが誤ってアースされたとき、電子安定器の場合には、電子回路の誤作動で2次電圧が高くなる可能性が想定されたことから、出力端子のいずれかをアースして2次電圧を測定する方法を定めていました。しかし、現状の電子安定器で、この試験を実施すると、内部の半導体素子等が破壊されて動作を停止し、結果として2次電圧が300V以下になるものがあり、この方法が適切なものとはいえないことが分かりました。そこで、同等に安全性を確認できる方法として、2次電圧及び出力端子の対地電圧によって判断することとなりました。また、ホ（イ）又は（ロ）のいずれかに適合すれば、放電管を外した状態では2次電圧が300Vを超えることはなく、同等の安全性が確保できることから、「いずれかに適合すればよい」旨が明確化されました。

改正後の技術基準は次のとおりです。

別表第六4（1）ホ項 抜粋

ホ 定格2次電圧が300Vを超えるものの変圧器は、絶縁変圧器であること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつては、この限りでない。

（イ）放電管を取り外したとき、2次電圧及び出力端子の対地電圧が300Vを超えないもの。

（ロ）表示する接続図により放電管を取り外したときに1次側の回路を自動的に遮断する装置を設ける旨が示されているもの。

2. ランプ口金の技術基準改正の概要

技術基準別表第八2（86の5）「白熱電球」及び（86の6）「蛍光灯」において引用されているJISの改正に伴い、JISの番号が改められるとともに、（86の6）に安定器内蔵型蛍光灯に用いられる「GX53口金」が追加されました。「GX53口金」を用いた安定器内蔵型蛍光灯は既に欧州で製造販売されており、コンパクトかつ新しいデザインの照明として普及が進んでいます。我が国に導入することにより、照明デザインの多様化を図り、よりよい生活空間や商業空間の場を提供することが期待されています。

主な改正内容は次のとおりです。

（1）JIS番号の修正

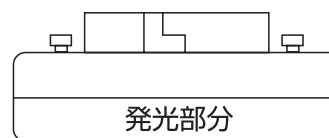
従来のJIS C 7709「電球類の口金及び受金」がIEC規格との整合化によって、JIS C 7709-0「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第0部 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項」、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口

金」、JIS C 7709-2「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金」、及びJIS C 7709-3「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ」に構成が変わったことに伴い、口金に関する規格のJIS C 7709に修正されました。

(2) 口金の接着強さ

GX53口金に適用されるねじりモーメントについては、ランプ外径寸法が異なる3種類のランプを用いた20人の被験者による着脱力測定試験の結果から、十分安全性

が確保される値として3Nmが採用されました。また、口金の接着強さについて試験を行う際の着脱時に保持する部分について表現が明確化されました。



GX53 口金の蛍光ランプ

技術基準の改正内容については、以下のJETのホームページに公開していますので、そちらもご覧ください。

- 安定器関係 http://www.s-jet.com/data/new/dl/20070525a_kaiseipdf
- ランプ口金関係 http://www.s-jet.com/data/new/dl/20070525b_kaiseipdf

II 電気ストーブの技術基準改正案について

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度において、リモコン付き電気ストーブが、テレビ、ビデオ等他の製品のリモコンの操作によって誤作動すると報告が複数なされ、NITEの試買テストにおいても、一部の製品について誤動作が確認されました。^{*1} 経済産業省では、これらの報告を受け、電気ストーブは、誤作動によって意図せず電源が入ることにより、火災等の事故が生じる危険性の極めて高い製品であると考えられることから、事故を未然に防ぐため技術基準を改正することとしました。また、関係団体、輸入事業者等に対して、このような製品の製造・輸入を自粛するよう要請しました。^{*2}

改正案の内容は、赤熱する発熱体が外部から見える構造の電気ストーブについて、赤外線利用等有線式以外のリモコンによる電源ON（電源回路の閉路）の操作ができないものとするを要求するものです。これは、電気ストーブに可燃物が被さっている状態など使用者が意図しない状態において、誤作動によって勝手に電源が入ることによる火災等の事故の発生を防ぐことを目的としています。

ON操作以外の操作（強弱切替、OFF操作等）については、電気ストーブを使用中であることを使用者は認識しており、火災等の発生につながる可能性が極めて低いと考えられることから、制限されていません。また、赤熱する発熱体が外部から見えない構造の電気ストーブについては、異常温度上昇試験において、毛布で全面を覆った状態で動作させたときに燃焼するお

それのないことが要求されており、また、高所取り付け形の電気ストーブについては、その周辺に可燃物が存在することは想定できず、誤作動によって電源が入ることがあっても火災等が生じる可能性は極めて低いことから、対象から除外されています。

省令第2項基準J60335-2-30(H14)「家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：ルームヒーターの個別要求事項」においては、22.110項でこれに対応する事項がすでに定められていることから、この改正は、省令第1項の技術基準に対してのみ行われます。

なお、技術基準の改正案については、平成19年2月28日に、シュレッダーの技術基準改正案とともにパブリックコメントの募集が行われ、その結果を受けて5月29日に、WTO/TBT通報^{*3}が行われました。この意見受付期間は60日とされていますので、電気用品の技術上の基準を定める省令の改正は、8月以降になる予定です。

*1 事故情報特記ニュースNo.72「リモコン付き電気ストーブ」の誤作動について（注意喚起）（2006.11.15）独立行政法人製品評価技術基盤機構

*2 「リモコン付き電気ストーブの誤作動について」（平成18年11月15日）経済産業省

*3 WTO（世界貿易機構）では、TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）により規格・認証制度を制定・改正するにあたり、その案の概要を、WTO事務局を経由し各締約国に事前に通報することになっています。

（技術規格部）

S-JET 認証における安全への取組み ～認証に係る「取扱運用」について～

Sマーク制度検討委員会では、平成19年4月20日の委員会において、市場の事故情報等に基づく安全確保対策の観点から、以下の「取扱運用」に関する報告がまとめられました。

本稿では、当該取扱運用の内容、実施時期等についてご紹介いたします。

※：Sマーク付電気製品の安全性の向上等を目的に、電気製品認証協議会（SCEA）の要請に基づき、学識経験者、消費者、事業者及び認証機関をメンバーとして設置された委員会。

1. 新しい技術基準の採用

S-JET 認証を取得した電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準」という。）に適合することを確認しておりますが、それに加え、以下の取扱運用を定め、平成19年(2007年)5月1日以降に新たに受付したものより確認を行っています。

(1) ハロゲンヒーター等電気ストーブ類の遠隔操作機構に係る取扱運用

電気ストーブの技術基準の改正情報によれば、改正案の適用は平成19年(2007年)8月以降となる見込ですが、Sマーク認証においては以下の運用を定め、技術基準の改正に先立って適用しています。

運用

ハロゲンヒーター等電気ストーブ類において、有線式以外の遠隔操作機構を有するものにあつては、遠隔操作機構によって電気ストーブ機能の電源をONできないこと。

(2) ハロゲンヒーター等電気ストーブ類の電力調整用ダイオードに係る取扱運用

電気ストーブ等の電力調整の手段として、ダイオードを使用して半波整流を行い、電力を減らす方法がありますが、ダイオードの電力容量の都合上、ダイオードを並列に接続することがあります。

ダイオードを並列接続する構造では、ダイオードのバラッキ等により一方のダイオードに電流の集中が発生して、ダイオードの定格電流を超えてしまった場合、ダイオードが過熱し、キャビネットの溶融・発煙から最悪の場合には発火に至るといった不具合が発生することがあります。

そこで、ダイオードを並列接続する構造において、一方のダイオードへの電流の集中が発生しても不具合とならないよう、1つ当たりのダイオードに十分な定格を持たせること、電流が集中しにくくするために同一仕様のダイオードを使用すること、また、平常温度上昇試験において、1つのダイオードに電流が集中しても危険が生ずるおそれがないかを確認することにより、ダイオードが過熱するといった事態が発生しないようにするためにSマーク認証においては以下の運用を定め、適用しています。

運用

ハロゲンヒーター等電気ストーブ類において、電力調整用ダイオードを並列接続して使用するものにあつては、次の運用とする。

- ダイオードの定格
一個のダイオードが主回路の電流以上の定格電流を有しており、

並列接続されたダイオードは同一仕様のものであること。

2. 温度上昇試験

並列に接続されたダイオードの一方を切り離し、他方のダイオードだけを通電した状態において温度上昇試験を行い、通常どおりの温度限度を適用する。

(3) シュレッターによる事故防止に係る取扱運用

JET Report Vol.33「文書細断機（シュレッター）技術基準改正案について」でご案内のとおり、シュレッターによる、幼児の指切断等の事故発生に対する対応として、以下のポイントについて技術基準が改正される予定です。

- ①文書投入口の近傍への注意表示
- ②安全インターロックの確認
- ③電源遮断スイッチのOFF表示
- ④開口部に対するプローブ試験

これらの技術基準改正については、前述の電気ストーブの技術基準の改正スケジュールと同様、平成19年(2007年)8月以降となる見込みですが、Sマーク認証においては以下の運用を定め、技術基準の改正に先立って適用しています。

運用

シュレッターに関する電気用品安全法の技術基準改正案（平成19年(2007年)2月28日にパブリックコメントで出た改正案）を同改正内容の施行に先行してSマーク認証に取り込む。

2. 工場調査時における重点チェック

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）の事故情報収集制度による報告内容によれば、半田付け不良が原因とされる事故が散見されています。それら半田付け不良の要因として、製造工程での作業員の未習熟が原因とされる単純な事故が多いことに鑑み、事故の未然防止の観点から、Sマーク認証においては、平成19年(2007年)10月1日以降に実施する工場調査より、半田付け工程に係る妥当性の確認を行います。

運用

Sマーク認証に係る工場調査において、半田付け工程に係る妥当性の確認として、下表調査項目を追加・実施することとする。

1	認証品を製造する工程に作業員による半田付け作業がありますか	はい・いいえ
2	半田付け作業員の教育訓練記録はありますか。	はい・いいえ
	「いいえ」の場合、作業員が熟練した技術を取得していることが確認できますか。	はい・いいえ

ご不明な点は、次の部所までお問合せ下さい。

- 「新しい技術基準の採用」に関するお問合せ：各事業所
- 「工場調査時における重点チェック」に関するお問合せ：工場調査部

（製品認証部）

スムーズな新JIS認証取得のために ～お申込みに当たってのガイダンス～

JETが、平成18年5月26日付けをもって、工業標準化法の新JISマーク表示制度に基づく登録認証機関として経済産業大臣より登録されてから1年が経過しましたが、これまでに多くの皆様方から新JIS認証のお申込み・お問合せをいただいております。

また、旧JISマーク表示制度からの移行期間もあと残すところ約1年となり、旧JIS表示の製品の製造・出荷が行える期間もあとわずかです。(経過措置期間：平成17年(2005年)10月1日から平成20年(2008年)9月30日までの3年間)

本稿では、新JIS認証へのスムーズな移行のため、JETへのお申込みに当たってのポイントをお伝えいたします。

1. 新JISマーク表示制度とは

旧工業標準化法に基づくJISマーク表示制度は、国内外の製造事業者を対象にした国による工場の認定制度で、認定工場から出荷されるJIS指定商品に限り、JISマークを表示することができるものでした。

平成17年10月1日から改正施行された工業標準化法に基づく新JISマーク表示制度では、民間の第三者認証機関による製品認証制度に替わり、国内外の製造事業者に限らず、輸入事業者、販売事業者、及び海外の輸出事業者であっても、JIS製品規格に基づき登録認証機関の認証を取得すれば、当該認証製品に新JISマークを表示できるようになりました。

旧工業標準化法に基づくJISマーク表示制度は、工場の品質管理体制等を審査して認定する制度でしたが、新JISマーク表示制度では、それらに加え、製品のJISへの適合性も審査することになります。

2. 認証のお申込みができる条件

認証のお申込みまでに、以下についてご確認下さい。

(1) JETが認証を行える範囲であること

JETは、認証を行える範囲として経済産業大臣から、JISの鉱工業品の区分「B(一般機械)」、「C(電子機器及び電気機械)」、「G(鉄鋼)」、「H(非鉄金属)」、「K(化学)」及び「T(医療安全用具)」の計6区分156規格について登録を受けております。156規格の詳細につきましては、JETのホームページ「JISマーク制度に基づく製品認証」のコーナー

(<http://www.jet.or.jp/law/jis/index.html>)でご確認下さい。

(2) 工場への立入りができること

国内又は海外にある工場について、品質管理実施状況を把握しているとともに、工場への現地調査のため、JETが立入りできる必要があります。

(3) JETと認証契約を締結できること

認証製品に係る認証マーク等の表示に関する使用許諾等について、JETが用意する契約書に基づき契約を結ぶことが必要となります。

(4) 過去6ヶ月間(又は同等の期間)の製造実績を示すことができること

工場での品質管理体制の評価のため、過去6ヶ月間(又は同等の期間)の製造実績が必要となります。「同等の期間」につきましては、各事業所にお問合せ下さい。

3. 認証までの期間

正式にお申込みが完了してからの標準処理期間は、概ね3ヶ月以内です。(工場調査及び製品試験において、是正または改善がある場合、もしくは製品試験に長期間を要する場合には、さらに処理期間がかかります。)

旧JIS法の移行期間終了(平成20年(2008年)9月30日)まであとわずかであり、認証申込みの集中が予想されますので、お早めの申込みをお願いいたします。

また、認証に必要な費用は「登録料」、「工場調査料」及び「試験料」から計算されます。

4. お申込みの単位

お申込みの単位（認証区分）は、以下のいずれかとなります。

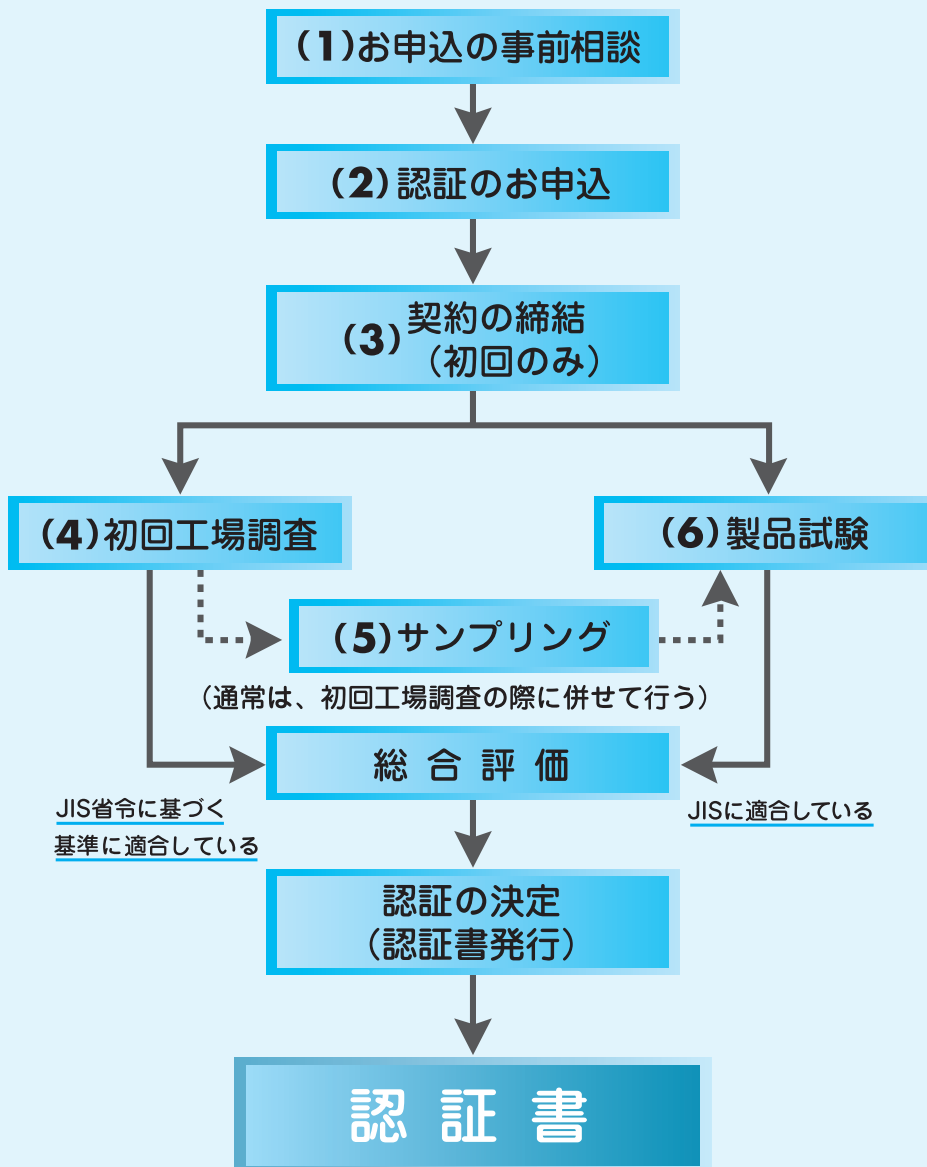
- (1) JIS毎・工場毎の認証区分
- (2) JISに定める種類、等級、貴社の定める型式等細分化された認証区分
- (3) 複数のJISに係る群毎（個別審査事項毎括り）の認証区分

なお、同じ認証区分を製造する複数の工場をまとめて、一つの認証区分としてお申込みいただくことも可能です。この場合は、複数の工場の品質管理体制が同一である必要があります。

5. 認証取得までの流れ

認証取得までの流れは、次のフロー図のとおりです。

認証取得までのフロー図



フロー図の補足説明

- (1) 認証対象JIS(認証の区分)、認証希望製品(モデル)の概要、認証対象工場、認証希望日等を確認
- (2) お申込みに必要な書類
 - ①JIS認証申込書(様式第1)
 - ②認証マーク等表示方法(様式第1(別紙1))
 - ③確認事項(様式第1(別紙2))
 - ④送付先等確認用紙(様式第1(別紙3))
 - ⑤製造工場の品質管理実施状況を説明した書面
(JIS認証工場調査票 セクションB(様式J2))
 - ⑥JIS認証契約書
- (3) 認証製品に係る認証マーク等の表示に関する使用許諾等について契約締結
(本契約の締結は、お申込者毎に初回のみで、以降、1年毎の自動更新)
- (4) 初回工場調査の目的は、工場が「JISの要求事項に適合して、継続的にお申込み製品を製造することができる能力を有していること」を確認するもので、その実施内容は「JIS認証工場調査票 セクションB」の内容及び、事前の書類確認に基づき、次の①～⑩について「JIS省令」で定める基準への適合性を評価します。
 - ①製造設備、②検査設備、③検査方法、④社内規格の整備、⑤原材料の管理、⑥製造工程の管理、⑦製造設備の管理、⑧検査設備の管理、⑨外注管理、⑩苦情処理、及び⑪記録の管理
- (5) 当該製品を製造している工場に出向き、製品試験のためのサンプリングを実施
(複数工場の場合にはその工場すべて)
- (6) サンプリングした製品のJISへの適合性を確認

6. 初回工場調査について

(1) 工場調査の基準

工場調査の基準は、JIS省令第2条第1項及び第2項に「品質管理体制の審査の基準」として規定（同様に、「JIS Q 1001：適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－一般認証指針」の「附属書2（規定）品質管理の基準」において、品質管理体制の基準（A）及び（B）として規定）されています。（以下、「基準A」又は「基準B」という。）

基準Aは、旧JISマーク表示制度の下の、工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令第1条（以下、「一条審査」という。）と同じ審査内容となっています。また、基準Bは、同省令第2条（以下、「二条審査」という。）と同じ審査内容となっており、ISO9001を取得している工場に適用されます。基準Bによる審査をご希望の場合、お申込時にISO9001の審査登録証の写しをご提出いただくことにより、ISO9001の登録結果を活用致します。

なお、基準A及びBともに、品質管理責任者の職務について、次の2項目が新たに追加されています。したがって、新JIS認証に移行するに際し、事前に社内規程等の変更が必要になりますのでご注意ください。

- ① 認証製品の日本工業規格への適合性の承認
- ② 認証製品の出荷の承認

(2) 旧JIS表示認定工場の場合の取扱い

旧JISマーク表示制度の表示認定工場で、新JIS認証への移行を希望されるお申込者にとっては、

「表示認定品目、認定工場名及び所在地」がお申込工場と一致する場合は、「日本工業規格表示認定書」をお申込時にご提出頂くことにより、品質管理実施状況説明書（JIS認証工場調査票 セクションB）について、JETが適切と判断する部分を書面調査として活用し、訪問調査での調査項目及び調査費用を軽減致します。

ただし、この移行に関する取扱いは以下に限定されますのでご注意ください。

一条審査による旧JIS表示認定工場

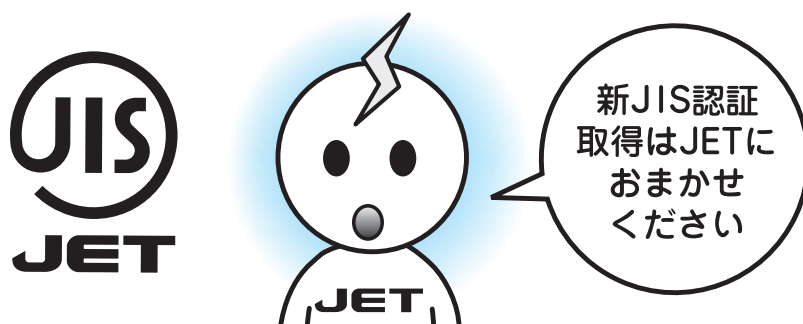
————→ 基準Aでの移行認証

二条審査による旧JIS表示認定工場

————→ 基準Bでの移行認証

新JIS認証の手続きにつきましては、JETのホームページ「JISマーク制度に基づく製品認証」のコーナー（<http://www.jet.or.jp/law/jis/index.html>）にてご確認ください。また、JETの各事業所窓口でもお申込みに係る詳細を記した「JIS認証の手引」や、JIS認証工場調査票 セクションBの記載方法及び工場調査基準について記した「JIS認証における工場調査とは？（認証取得者、製造工場の皆様へのガイド）」を配付させていただいておりますので、是非JETをご利用下さい。

(工場調査部)



第44回 CTL会議について

IEC(国際電気標準会議)のCTL(試験機関委員会)会議が、2007年(平成19年)5月23日及び24日の2日間に渡ってポーランドのワルシャワで開催されました。この会議は、「IECEE-CB制度」(IEC規格に基づく試験データ相互活用制度)をスムーズに進めるための技術的課題を解決する目的で、年1回開催されるものです。JETを始めとする世界30カ国余りのCB試験所(認証機関)から約90名にもものぼるエキスパートが参加して、議事は予定通り審議され、次回2008年(平成20年)5月にチェコのプラハで開催することを最後に確認し終了しました。今回の議事の中で注目すべき事項について紹介します。

1 前回会議からの継続審議事項

(1) ETF11(エキスパートタスクフォース)の担当事項

前回発足が決まった、レーザー関連規格(IEC60825-1, IEC60825-2他)に関連する事項を担当するETF11の具体的な担当事項が次のように明確になりました。また、このETFの発足により、今後PTP(技能試験)のメニューとしてレーザー関連の試験プログラムが入ることが予定されています。

ETF11担当事項:

- ・CB試験所が保有すべきレーザー関連規格の試験装置リストの作成
- ・試験ガイドラインの作成
- ・レーザー関連PTPに対するアドバイス
- ・レーザー関連規格のCTL/DSH(CTL決定シート)の作成

(2) 耐湿試験の湿度等の統一

現在、IEC60065(電子機器)、IEC60335-1(家電機器)、IEC60601-1(医療機器)、IEC60950-1(情報機器)、IEC61010-1(ラボ計器)等の製品規格において、耐湿試験における試験条件のうち、湿度の値及び試験温度の許容値が各規格間で異なっておりますが、製品規格毎に値を変える合理性が無いこと、及び製品規格毎に耐湿槽の設定値を変えるのは煩雑であるという問題があり、CTLは、これらの値を統一したものをCTL/DSHとして発行し、試験所間の取り扱いの統一を図ろうとしていますが、製品規格の制定に関するTC(Technical committee)からの同意が得られな

いため、再検討することとしました。ただし、少なくともこれらのばらつきを統一して欲しい旨の意見を、CMC(Certification Management Committee)を通じてSMB(Standard Management Board)に提出することを申し合わせました。

(3) 80度ルールの適用

IEC60335-1の第3版では絶縁距離の測定方法において、V字型の溝の角度が80度未満のものは、その底面を1mm又は0.25mmの直線で短絡して測定する方法が規定されており、一般に「80度ルール」と呼ばれて適用されてきておりましたが、第4版ではそのルールが撤廃され、絶縁距離の測定方法に違いが生じています。この規格を作成しているTC61では、第4版は絶縁距離に関する基本規格(IEC60664-1)に整合化したことにより、80度ルールが適用されなくなったものであるとの見解ですが、現実として、80度ルールを第3版に適用することは正しいが、第4版に適用することは正しくないという不可解な取り扱いが起っています。これに対して、CTLとしては、V字型の溝の沿面距離を測定する上で80度ルールは不可欠であるとの考えであるため、CTL/DSH590を出して、80度ルールをすべての場合に適用することとしました。しかし、このままでは、一部TCの解釈と相違することとなるため、今後、当該基本規格を扱っているTC109に対して、このCTLの動きを伝えることとし、ゆくゆくは製品規格に関連するTCにも反映されることを想定しています。

略語

CTL:Committee of Testing Laboratories(試験機関委員会)



世界 30ヶ国余りのCB試験所から 90名にもものぼるエキスパートが参加。

2 試験設備に関する取扱について

CBスキームの枠組みで試験所が使用する試験設備のうち、「試験用電源の品質及びその確認手順・方法等」と「試験機・計測機器のトレーサビリティ・校正・校正周期等」についての取り決めがなされ、それぞれCTLのOP文書（Operational Document）としてWEBサイトで公開されることになりました。（時期は未定。）

これらはSMT（Supervised Manufacturers' Testing）等のメーカーラボにおいても同様に適用されるもので、データの信頼性を高めるという観点から今後注目する必要があります。

（技術規格部）



ISO9001での認定範囲拡大 (電力供給・情報技術・再生業)と 審査開始について

念願の「3」認定範囲の拡大

予てより多くのお客様からのご要望があり、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム(QMS)審査登録業務の開始当初からの念願であった「電力供給」、更に「情報技術」及び「再生業」の範囲において、2007年5月16日付けをもって(財)日本適合性認定協会(JAB)から新たに認定を取得しました。これにより、同日から新たに認定を取得した各範囲のそれぞれの事業において、審査登録が可能となりましたので、是非ともご利用をお願い致します。

★新たに認定を取得した各範囲の具体的な事業の区分は次のとおりです。

1. 「電力供給」は、「発電及び配電業」として「発電業」、「送電業」及び「配電業及び電力取引業」に区分されます。
2. 「情報技術」は、①「ハードウェアのコンサルタント業」、②「ソフトウェアのコンサルタント業及び供給業」として「ソフトウェアの発行業」及び「その他のソフトウェアのコンサルタント業及び供給業」、③「データ処理業」、④「データベース業」、⑤「事務機器、計算機及びコンピュータの保守及び修理業」、及び⑥「その他のコンピュータ関連業務」に区分されます。
3. 「再生業」は、「金属廃棄物及びスクラップの再生業」及び「非金属廃棄物及び廃物の再生業」に区分されます。

充実した「20」認定範囲のラインアップ

これにより、電気安全の中核体として「電気」に係わるJAB認定範囲をすべて取得し、既認定範囲と合わせて「20」範囲の認定となりました。(表1を参照下さい)

この認定範囲の拡大により、QMSのJAB認定範囲とISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)審査登録業務のJAB認定範囲との整合化が図られ、ご要望の多い「QMS及びEMSとの統合審査」についても利便性を向上させました。

今後の統合審査の実施

さらに、前号(第34号)でお知らせしましたOHSAS18001に基づく労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)審査登録についても本年4月より受付を開始しましたので、「品質」、「環境」及び「労働安全衛生」の三位一体の審査登録が可能となりました。特に電力供給業、電気工事業及び建設業等の工事を伴う事業に対しましては、おおいに「お客様」の事業繁栄に貢献できるものと期待しています。あわせて、お客様の利便性を考慮し「OHSMSとQMS及び/又はEMSとの統合審査」についても準備を進めています。改めてご案内致しますので是非ともご利用いただきますようお願い致します。



表1：「QMS審査登録におけるJAB認定範囲」

JAB 認定範囲 分類番号	経済活動分類	
3	食料品，飲料，タバコ	
4	織物，繊維製品	ただし、DB17 織物製造業に限る
12	化学薬品，化学製品 及び繊維	
14	ゴム製品，プラスチック 製品	
15	非金属鉱物製品	ただし、D126.1 ガラス及びガラス製品の製造業、D126.2 建築用以外の非耐火性セラミック製品の製造業；耐火性セラミック製品の製造業、D126.8 その他の非金属鉱物製品の製造業に限る
17	基礎金属，加工金属製品	
18	機械，装置	
19	電氣的及び光学的装置	
22	その他輸送装置	ただし、DM34.3 自動車の部品、付属品及びエンジンの製造業に限る
24	再生業	
25	電力供給	
28	建設	ただし、F45.2 建物全体又はその一部の建築工事業；土木工事業、F45.3 建物内の諸設備据付工事業、F45.4 建物の仕上げ業に限る
29	卸売業，小売業，並びに自動車、オートバイ，個人所持品及び家財道具の修理業	ただし、G52 自動車及びオートバイを除く小売業；個人所持品及び家財道具の修理業を除く
30	ホテル，レストラン	
31	輸送，倉庫，通信	ただし、I63.1 貨物の取り扱い及び保管業に限る
32	金融，保険，不動産，賃貸	ただし、K70 不動産業、K71.3機械及び装置の賃貸業に限る
33	情報技術	
35	その他専門的サービス	ただし、K74.3 工学上の試験及び分析業務に限る
38	医療及び社会事業	
39	その他社会的・個人的サービス	ただし、P95家内職員の雇用者としての家事、Q99領土を越えた活動を行う組織及び団体を除く

お問い合わせ先

○認定範囲の拡大に関してご不明な点は、ISO登録センター品質認証部（担当：小西又は名取）宛にお問い合わせ願います。

品質認証部：TEL03-3466-9741
FAX03-3466-8388

○QMS、EMS及びOHSMSに関する新規申込みについてのお問い合わせは、ISO登録センター管理部（担当：清水又は新）宛にお問い合わせ願います。

管理部：TEL03-3466-9690
FAX03-3466-9820

韓国製品のS-JET認証取得が よりスムーズに!

～海外試験機関の試験データの活用～

JETでは、輸入製品のS-JET認証をより迅速に行うため、海外試験機関の試験データを受け入れ、活用しています。

このたび、韓国のTÜV SÜD Korea (ドイツのTÜV SÜDグループのアジアパシフィック地域における韓国のブランチ) から、JETのTDAS (試験データ受入規程) に基づく認定ラボになるための申込みがあり、審査の結果、3つの試験機関を新た

にJET認定ラボとして登録しました。

CB証明書に加え、JET認定ラボが実施した試験データを活用することにより、輸入製品の認証の迅速化、及び費用の軽減化を図ることが可能となりますので、JETと同様にJET認定ラボをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、現在、JETの認定ラボとして登録されているラボは下表のとおりです。

TÜV SÜD Korea関連の認定ラボ http://www.tuv.or.kr E-mail : Hyung-Cheol.Kim@tuv-sud.co.kr	
試験機関	適用製品
ESTECH Co.Ltd. http://www.estech.co.kr E-mail : ikechung@estech.co.kr	家電機器J60335 series(H14)、 電子機器J60065(H14)、 情報処理機器J60950(H14)、 EMI J55013(H14)、J55014-1(H14)、J55022(H14)
IST Co.Ltd. http://www.ist.re.kr E-mail : bhh@ist.re.kr	家電機器J60335 series(H14)、 電子機器J60065(H14)、 情報処理機器J60950(H14)、EMI J55013(H14)、J55014-1(H14)、J55022(H14)
ETL.Inc. http://www.etl.re.kr E-mail : Khan@etl.re.kr	電子機器J60065(H14)、 情報処理機器J60950(H14)
その他の認定ラボ	
試験機関	適用製品
Intertek Testing Services Hong Kong Ltd. ETL SEMKO Division http://www.hk.intertek-etlsemko.com E-mail : raymond.wong@intertek.com	家電機器J60335 series(H14)、 照明器具J60598 series(H14)、 情報処理機器J60950(H16)、 安全変圧器J61558 series(H14)、 電子機器J60065(H16)、 EMI J55013(H14)、J55014-1(H14)、J55022(H14) 別表第六 変圧器、 別表第八 1(5) : 雑音の強さ、2(41) : 扇風機等、2(44) : 電気温風、2(102) : 直流電源装置
Intertek Testing Services Shenzhen Ltd. Guangzhou GDD Branch http://www.intertek-etlsemko.com E-mail : Frank.Pan@intertek.com	家電機器J60335 series(H14)、 照明器具J60598 series(H14)、 J60968(H14)、 情報処理機器J60950(H14)、 安全変圧器J61558 series(H14)、 電子機器J60065(H14)、 EMI J55014-1(H14)
Intertek Testing Services Shanghai http://www.intertek-etlsemko.com E-mail : lin.yap@intertek.com	自動制御装置J60730 series(H14)、 機器用スイッチJ61058 series(H14)、 家電機器J60335 series(H14)、 接続器J60884 series(H14)、 J60998 series(H14)、 照明器具J60598 series(H14)、 安定器内蔵型ランプJ60968(H14)、 情報処理機器J60950(H16)、 安全変圧器J61558 series(H14)、 電動工具J60745 series(H14) J61029 series(H14)、 電子機器J60065(H14)、 EMI J55014-1(H14)
Intertek Testing Services (Thailand) Ltd. ETL SEMKO http://www.etlsemko.com E-mail : Rhett.wang@intertek.com	家電機器J60335 series(H14)、 電子機器J60065(H14)、 EMI J55014-1、 別表第八 1(5)二 : 雑音の強さ
Intertek Testing Services Taiwan Ltd. http://www.etlsemko.com.tw E-mail : king.lin@intertek.com	情報処理機器J60950(H16)、 EMI J55013(H14)、J55014-1(H14)、55022(H14)

お問い合わせ先：製品認証部
TEL : 03-3466-5295
E-mail : pcd@jet.or.jp

国際事業部

私たち国際事業部は、JETの国際的業務の窓口として活動し、JET内及び諸外国との間で生じる色々な案件についての調整業務をグローバルに、そして、ポジティブに活動しております。

国際事業部は、“国際業務グループ”と“カスタマーサービスグループ”で構成されています。

国際業務グループは、JETの国際業務の総括部門として、IECEE-CBスキームのNCBとしての国内調整の受け皿の役割をはじめ、経済産業省、JICA（独立行政法人 国際協力機構）からの依頼による途上国への技術協力の一貫としてフィリピン国及びタイ国のプロジェクトに協力し、技術専門家の派遣及び海外機関からの研修受け入れの調整を行っております。また、ITS-SEMKO、CQC、VDEなどの海外の試験・認証機関と製品試験（EMC含む）、工場調査、申請代行等の協定・覚書の締結に基づき相互協力を実施しています。

カスタマーサービスグループは、上記の海外の試験・認証機関との協力関係と豊富な経験をもとに、お客様か



らの要望に基づき海外認証機関の認証取得等の手続きを含む、申請代行サービスを行っています。昨年は約230件の代行サービスを実施し、CCC、CQC、KTL、VDE、GOST等の認証書をお客様にお渡ししました。

お客様が希望する認証を最短で取得することを目標に、認証機関とお客様の間の連絡等がスムーズに行くように支援しておりますので、中国、韓国等へ輸出を計画なさっているお客様は、カスタマーサービスグループにご連絡いただければ幸いです。

（国際事業部）

TEL:03-3466-9818

FAX:03-3466-5297

E-mail: kokusai@jet.or.jp

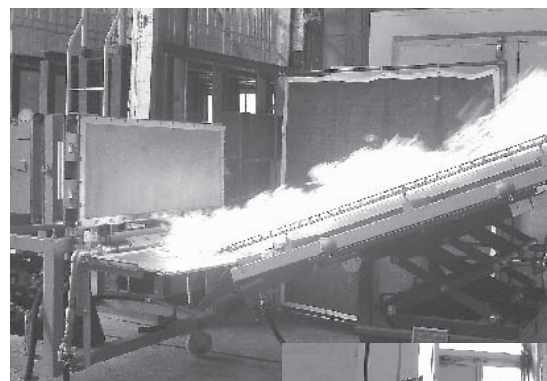
JETの試験設備 <27>

火災試験装置

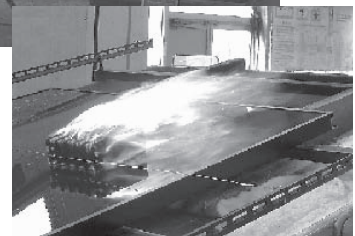
この試験装置は、太陽電池モジュールの安全性試験のうち、防火性能を評価する装置です。IEC61730-2 [Photovoltaic(PV)module safety qualification part 2: requirements for testing]で定められた火災伝ぱん試験と飛び火試験を行うもので、ガスバーナー部、風洞部、試験デッキ部から構成されております。

火災伝ぱん試験は、太陽電池の付近で火災が発生した場合の太陽電池上での火災の伝ぱんを模擬した試験で、風速19km/hの環境下で、ガスの火炎(約720℃)を試験デッキ上の試験体(モジュール)に規定された時間加えて、火災の伝ぱん距離が基準以下であるか検査するものです。また、飛び火試験は、火災時の飛び火の影響を模擬した試験で、火災伝ぱん試験と同様に風速19km/hの環境下で、規定された種火を試験デッキ上の試験体(モジュール)の表面に置き、モジュールが燃焼しないか検査するものです。

なお、火災試験は、適切な排煙設備が必要なことか



上：火災伝ぱん試験の写真



右：飛び火試験の写真

ら、財団法人建材試験センター内に試験装置の設置場所を借用しております。

研究部 JET PVm支援グループ

TEL:03-3466-5126

FAX:03-3466-5206

＜お問い合わせの際はこちらまで＞

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5297
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-9820
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820
●医療機器認証センター mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622

【横 浜 事 業 所】	TEL	FAX
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384

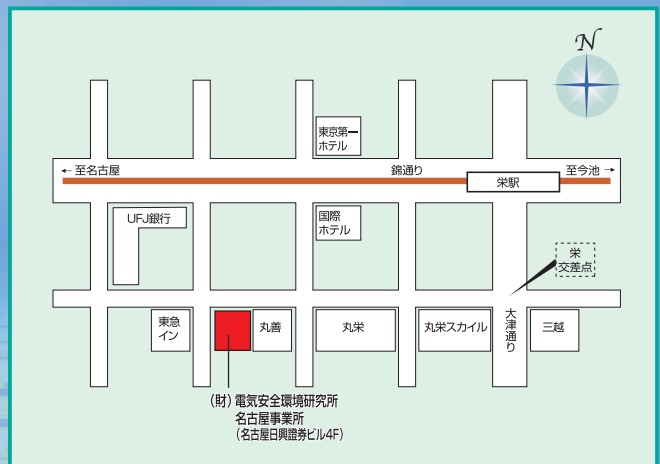
【関 西 事 業 所】	TEL	FAX
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

【名 古 屋 事 業 所】	TEL	FAX
●名古屋事業所（代表） nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498



■本 部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル)



■名古屋事業所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興證券ビル4階)



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30